

裁判員経験者との意見交換会議事録

1 開催日時等

(1) 日時

平成23年10月26日（水）午後2時から午後4時まで

(2) 場所

大分地方裁判所大会議室

(3) 出席者

裁判員経験者 7名

大分地方裁判所裁判官 西嶋健児

大分地方検察庁検察官 石垣光雄

大分県弁護士会弁護士 菅野直樹

大分地方裁判所長 中谷雄二郎（司会）

2 議事内容等

別紙記載のとおり

意見交換会の議事内容等

第1 意見交換会

1 【裁判員裁判に参加しての全般的な感想・意見】

司 会 者：それでは、始めさせていただきます。本日は、裁判員経験者の皆さん、お忙しい中御参加いただきまして本当にありがとうございます。

裁判員法が施行されましてから、既に2年5カ月余りが経過いたしました。大分でも既に裁判員裁判の審理が、22人の被告人について既に終わっております。その間に600名余りの裁判員候補者の皆さんに裁判所にお越しいただきました。そして、120人の方が裁判員、43人の方が補充裁判員となられるなど、非常に多くの県民の皆さんの御協力をいただいております。

本日の意見交換会の目的は、このように裁判員裁判が軌道に乗ったという機会に、これからも広く国民の皆さんのが安心して裁判員裁判に御参加いただけるように、裁判員を実際に経験された皆さんから率直な御感想、御意見を語っていただくことにあります。

本日いただきます貴重な御意見につきましては、今後の裁判員裁判の運営に生かしていきたいというふうに考えております。どうか忌憚のない御感想、御意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

早速、意見交換会を始めさせていただきますが、皆さんには今年の3月から7月までに行われました裁判員裁判に裁判員として御参加いただきました。大変お疲れさまでした。判決の日からしばらくたちましたが、まず初めに皆さんお一人お一人から、裁判員裁判に参加しての全般的な感想、あるいは印象についてお話しいただければというふうに思います。

本日は、経験者1番さん、2番さんという形で呼ばせていただきます。まず、1番さん、いかがでしょうか。

経験者1番：私は、裁判員裁判に参加するまでは、どちらかというと余り興味を持っていなかったですし、やはり恐怖感というか、否定的ではないんですけども、少し怖いなという考え方のほうが強くて、裁判員に選ばれないほうがという気持ちがあったんですね。

ただ、今は、実際に裁判員裁判に参加させていただく機会を得て、やはり参加できてよかったですという思いを持っています。裁判に参加できる実体験は通常得られないものですし、通常では、年代や立場の違う方といろいろな意見を交換するというか、話し合うといった機会もないですし、犯罪について考える機会もなかなか得られないものなので、こうした機会をいただいて、裁判ですとか、犯罪に対して興味を抱くようになったので、そこがやはり一番、参加できてよかったですかなと思っています。

司会者：ありがとうございました。2番さん、いかがでしょうか。

経験者2番：私は、裁判員を務める前は裁判は他人事だと思っていたんですけども、裁判を大体のイメージでしか認識していなかったんですけども、裁判員を務めて、裁判の流れとか、あと裁判は何かということが自分なりに分かりましたので、裁判員を務めてよかったですと思いました。

法の下で生活する国民として、国が行っている裁判の理解を深めるためにも、ほかの人も機会があれば裁判員を務めたほうがいいと思いました。

裁判員制度についてですが、一般国民である裁判員の意見や感覚を裁判に盛り込むことは、経済や社会の風潮でもありますので、大変いいことだと思います。

司会者：ありがとうございました。3番さん、いかがでしょうか。

経験者3番：私も裁判とかは無縁のものだと思っていて、私なんかそういうのに参加して大丈夫かなとずっと悩みました。最初、裁判に慣れることで一生

懸命だったんですけど、事件のことは別として、裁判長とか、ほかの裁判員の方とか、一緒に昼食をとったりしたので、すごく和やかでよかったですなと思いました。

今もまたテレビとか新聞でも裁判員裁判という字を見たらどうしても見てしまって、今、こういうことをしているんだなということが分かつて、いろんな人に勧めたいなと思いました。

司会者：ありがとうございました。4番さん、いかがでしょうか。

経験者4番：私は、最初に候補者として名前が挙がったとき、できるなら裁判員をやりたいなと思ったんですけど、選ばれる確率が何千分の1とか書いてあったので、選ばれるわけないだろうと思っていたら選ばれてしまいました。選ばれた瞬間はちょっと恐怖じゃないんですけど、何かびっくりしたというか、私でいいのかなという感じがあったんですけど、先ほど3番さんも話していたように、裁判長とか周りの方々がやっぱりすごく気を遣ってくれたので、全く知らない僕たちでもできたというか、そうして参加できたというのが率直な感想ですし、ふだん経験できないことができたので、ある意味人生の糧にしていきたいなというか、そういう感じです。

司会者：ありがとうございます。5番さん、いかがでしょうか。

経験者5番：私も、裁判員に選任されるときは候補者の方が随分たくさんいらしたので、まさか私がと思ったんですけど、何か自分が選ばれて、参加できて、みんなと一緒に考えて、いろいろ評議ができるということは一生に何度もあることじゃないと思うので、真剣に考えました。

評議のときなんかも、裁判長や多くの方々から、私たちは専門的な言葉が分からぬんですけど、それが分かるように優しくかみ砕いて説明してくださって、非常に和やかにみんなと話ができたこともうれしかったですし、いい経験ができたと思います。

司会者：ありがとうございました。6番さん、いかがでしょうか。

経験者6番：皆様が言ったのとほぼ一緒なんですけども、最初、裁判に出て、やはりいろんな思いが頭の中に駆けめぐりましたが、最終的に終わった今の時点では、周りの人も1回は経験できるならぜひ経験して、私なんかも今まで、テレビとかでも新聞でも裁判というのを余り興味がなかったんですけども、裁判を見る見方というのが非常に変わりました。評議の中でいろんな意見を交わしながら、最終的な判決というテレビで見ると分からぬ部分が、実際に経験すると体感できた点で、本当になかなか難しいんですけど、今、いろんな人に会えば、ぜひ案内が来たときにはどんどん参加していったほうがいいですよというような形で話しています。

司会者：ありがとうございました。7番さん、いかがでしょうか。

経験者7番：皆様がおっしゃったのがほとんどなんんですけど、私も同じように、短い期間だったんですけど、罪を犯す人が身近にいるということがすごく考えさせられて、また、法の知識のない私たちに、すごく裁判官の方が親切に法令とか判例とかを提示いただいたて、よく身近なものとしてとらえられるようないい機会を与えていただいたと思います。すごくいい経験をしましたと、今はつくづく思っております。

司会者：ありがとうございました。

2 【日程について】

司会者：それでは、個別の話に入っていきたいと思います。

まず、日程に関するをお伺いいたします。皆さんのが御参加いただいた裁判員裁判は、短いもので3日間、長いもので18日間に及ぶものでした。それぞれお忙しい中、御参加いただいたと思うのですが、実際の日程調整、特に御家族とか職場との関係などで調整が大変だったかどうか、あるいは裁判員裁判を終えてみて、日程が適当であったと感じられたかどうかなど、いろいろ御意見があり得ると思うんですが、その辺、

どなたでも結構ですが、忌憚のないところをお聞かせいただければと思います。ちょっと長いなと思われた方、いかがでしょうか。

経験者2番：私の参加した裁判は期間が長かったんですが、会社の理解があって、休みは十分取れました。公判は長かったんですけども、休憩や休日がちゃんと取れて、余裕のあるスケジュールでよかったです。

ただ、期間が長かったので、会社に仕事で復帰した日にちょっと浦島太郎状態で、仕事についていけませんでしたが、何とか今は戻って頑張っております。

司会者：ありがとうございました。皆さん、基本的には連日の、ただ少し長い期間は選任が別の期日になっていたと思うんですが、そういう日程の関係で何か別の意見がおありの方はおられますでしょうか。

経験者6番：私の場合は、最終選考に選ばれて残って、ちょっとびっくりしたんですけど、その後すぐに裁判に入るというのがちょっとびっくりしました。私は経験がないので、事前に何らかの説明があって裁判のほうに入るのかなと思っていましたので、いきなり何の心構えもないまま、午後からすぐ裁判というのにはちょっと面食らったので、そこら辺は私がちゃんと案内を読んでいなかったのがいけなかったのか分からぬんですけど、もう少し選ばれる人たちに何か伝わるような形があると、ある程度の心構えというのができるのではないかなというのは思いました。

司会者：ありがとうございます。日程の件で、ほかに何かこうしたほうがいいんじゃないとか、あるいはこういう件で少し困ったという方があれば。どうぞ、4番さん。

経験者4番：私は3週間余り裁判を経験したんですけど、選任手続が確か月曜日だったんですよね。火曜日から裁判が始まったんですけど、私は自宅が遠かったので、次の日から3週間も裁判があるんだと、選任手続が終わってから聞いたので、ちょっとびっくりしていたんですよね。日付は確か

に火曜日から始まるとなっていたんですけど、裁判員に選ばれたのが月曜日の昼からなので、選任手続を金曜日にして、土日を挟んで月曜日から裁判が始まるとかだと、裁判所から距離がある人も余裕ができたのかなと思いました。

3 【審理について】

司 会 者：次に、審理に関する問題に移らせていただきたいと思います。

裁判員裁判が始まると、法曹三者、特に、検察官、弁護人がそれぞれ主張をするわけなんですが、裁判員の皆さんにも十分御理解いただけるように、様々に工夫して努力しているところだろうと思います。

ただ、皆さんに書いていただきましたアンケートの結果を全国的に集計いたしますと、全国的に見ましても、大分に限って見ましても、審理内容の分かりやすさ、あるいは法廷での説明の分かりやすさに関する評価が少しずつ下がっているというところが見受けられます。このことを、裁判所としてはかなり心配しています。

裁判員制度は、裁判員の皆さんによく理解していただいて、主体的に評議に参加していただくということが大事だろうと思いますので、その観点から質問させていただきたいと思います。

まず、主張の関係ですが、皆さんが経験された中で、最初に起訴状朗読等があった後に、検察官から冒頭陳述、弁護人から冒頭陳述があったと思います。冒頭陳述はよくお分かりになりましたか。特に、検察官が何を主張し、どのような事実があるというふうに証明しようとしているのか、そして弁護人はそれに対してどういう点を争おうとしているのか、あるいは弁護人としてはどういう事実を主張しようとしているのかということが十分理解されましたでしょうか。1番さん、いかがですか。

経験者1番：私の場合は、かなり分かりやすく説明をしていただいて、書類でも重要な部分は書いていただいたものを配ってもらえたので、それを見なが

ら話を聞いて、かなり分かりやすく説明してもらえたと、私個人では感じました。分かりづらいところとか、難しい言葉も、後々裁判長などにちゃんと説明をしていただきましたし、論点といいますか、重要な部分というのもきちんとお話しいただけたので、かなり分かりやすかったと思っています。

司会者：2番さん、いかがですか。

経験者2番：私が参加した裁判は、被告人の責任能力を問う裁判で争点がはっきりしておりましたので、特に分かりづらくなかったです。検察側と弁護人側から資料をいただいたんですけど、非常に分かりやすく書いていただいていたので理解できました。

司会者：この点がちょっと分かりにくかったなという方はおられませんでしょうか。

経験者6番：内容的には分かりやすかったんですが、ただ検察側の方の声が小さかったというのがありますて、ちょっと聞き取りにくいというのはありました。

検察官：ちなみに、どういう場面のときだったか、教えていただけたらと思います。

経験者6番：被告人に対していろいろと話すときに、ところどころ、マイクが遠かったのか近かったのか分からぬんですけど、聞き取りにくいというのがあり、全般的に声が小さかったというふうに思いました。

司会者：次に、双方主張し合う論告と弁論は分かりやすかったでしょうか、3番さん、いかがですか。

経験者3番：説明が多かったのか少なかったのか、ちょっとそれは分からないんですけど、いつも資料とかを項目別に分けていただいて、主張していくて、理解しやすかったと思います。

司会者：論告・弁論を十分理解できて、そのまますぐに評議に入れましたでし

ようか。

経験者3番：分からぬときはみんなと一緒に話し合って、裁判官も優しくいろいろ説明していただいたので、大体分かっていました。

司会者：4番さん、いかがでしょうか。

経験者4番：分かりやすかったんですけど、やっぱり期間が長くて、資料も増えてくるじゃないですか。その分、いろんな情報があるので、理解にはちょっと苦しむというのはあったかもしれないんですけど、お互いに強調したいという部分は資料に色がついているので、分かりやすかったと思います。

司会者：ちょっと観点を変えまして、論告の際に検察官は求刑をしたと思います。それに対して弁護人も、このぐらいの刑が相当であるという意見を述べたと思いますが、それぞれの主張する刑が大きく離れている場合に、皆さんはどういうふうに感じられましたか。あるいは、求める刑の幅が大きいということが、判断される上でどんな影響があったか、御意見をお伺いします。

経験者6番：事件の内容によって多分違うので、それが開いているのがいいのか悪いのかというのは、なかなか私たち素人では、判断しにくいとは思います。

司会者：例えば、7年と5年ぐらいは比較的接近していますよね。それが例えば10年と3年になると、かなり大きく離れますね。そうなると、どういう印象をお持ちになったのかなという質問です。

経験者2番：私の場合は、言われたみたいに本当真逆な、検察側と弁護人側の意見が対立していたんですけど、いろいろ証拠が多過ぎて、毎日、公判でいろいろ何か悲しくなったり、怒りがこみ上げたり、いろいろしたんですけども、証拠を一つ一つどっちかに振り分ける、だからよく言われるんですけど、天秤にかけて考えていくって、何も考えずにやってきました。

最終的にみんなで話して、どっちかに傾いたんですけど、そんな感じなんですかね。

司会者：ありがとうございます。今、証拠の話が出たので、証拠の話のほうに移りたいと思います。

双方の一連の立証活動を御覧になって、十分立証を尽くしたというふうに感じられたのかどうか。あるいは、これはちょっと無意味だったんじゃないかというような立証があったのかどうか。逆に、こういう点の立証をしてもらいたかったというような点があるのかどうか。そういう証拠の関係でお伺いしたいと思うんですが、5番さん、いかがでしょうか。

経験者5番：両方とも証拠はちゃんと出ていたような気がします。

司会者：ありがとうございます。あと、どなたでも結構ですが、いかがでしょうか。

経験者6番：素朴な疑問として、もっと聞きたいなというのはありましたけど、本件と違うのかストップがかかる、それは私の経験した裁判だけのことかもしれません、多分不利になるので止めさせたのだと思うんですけど、そこら辺の線引きというのはこっちでも分からないんです。どこまで聞けるのかというのは全部裁判官のほうで決めるので、だから毎回、そういうふうに止まったときには、評議室に戻ったときには分からないことを質問したりして、自分なりのいろんな観点での評価をしていくような形になったと思います。

司会者：ありがとうございます。争点が最初に示されまして、争点をめぐって検察官と弁護人の双方が証拠を出し合って、十分評議できる、あるいは判断する上で十分な資料を得られたという感じだったでしょうか。7番さん、いかがですか。

経験者7番：証拠書類は整っていたと思います。私たちでも理解できましたので、

十分だったと思います。

司会者：次に、具体的に証拠調べのやり方の問題に入りたいと思います。

目撃者とか被害者とか、あるいは事件の関係者の話を警察官や検察官が聞いて、それをまとめた供述調書を検察官が朗読するという形で調べたことがあったと思いますが、分かりやすさという観点では、裁判員に対するアンケートの結果を見ますと、やや満足度が下がっていますので、その観点からお聞かせいただきたいと思います。朗読をお聞きになって、その内容が十分お分かりになったのかどうか、今度は4番さん、いかがでしょうか。

経験者4番：検察の方が言われて、あと私たちは大体メモをとっていたんですよ。

そのときには理解できなかったと思うんですけど、いったん評議室に戻ってみんなで話し合う機会があるときに、これはどうだったんですかねという、そういうやりとりがあって初めてみんなが理解できたので、そのときに理解しました。

司会者：少し場面が違いますが、例えば、証人の話を聞く場合、あるいは被告人の話を聞く機会もございますよね。そのときには、その場で分かりにくかったということはなかったんですか。

経験者4番：そうですね、実際分かりにくかったというか、つじつまが合わなかつたというか、確かにあったと思いますね。私の事件は責任能力の問題だったので、話が二転三転するとどうなのかなというのが実際あったので、その場では理解には苦しんだときがありました。

司会者：3番さんにお聞きしたいんですが、例えば朗読する時間の間は集中してお聞きになられましたでしょうか。

経験者3番：やっぱりちょっとでも聞き逃したら悪いかなと思って、一生懸命聞いてつもりです。目の前にモニターがあって、画像を時々映していただいているので、そういうので分かりやすかったんじゃないかなと思いまし

た。

司会者：1番さん、先ほどとちょっと似た質問になるんですが、書類を朗読するスタイルと、証人とか被告人の話を聞かれるのと、どちらが頭に入りやすかったですか。

経験者1番：やっぱり、直接話で聞くほうが聞きやすかったです。調書の場合は例えば初めからすべてが整えているわけじゃないですか。だから、どこを見ればいいのか分からないので、すべてきちんと初めから最後まで読んではいくんですけども、どこが大事なのかですとか、どこに注目すればいいのかというのが自分ではやはり分かりづらいので、言葉で聞くと流れも分かりやすいですし、実際、自分の疑問に感じるところも聞けるわけなので、すごく入りやすいですね、頭には。

司会者：法廷で、書類を検察官、場合によっては弁護人が朗読していたときに、それがすっと頭に入りましたか。そのまますぐ理解できましたか。

経験者5番：書類もありましたし、それを見ながら聞いていると、頭には入ってきましたね。

司会者：あと同じ問題について、6番さん、いかがでしょうか。

経験者6番：私の場合は、朗読の場面で、画面に映された部分を自分で読むというがありました。1番さんが言われたように、確かに言葉でしゃべっていただくほうが頭の中にすっと入ってくるので、文書であると、どうしても後からちょっと読み直して確認という形をしないと、なかなか理解するのが無理だった。何せああいう場面なので、平常心というのがなかなか、緊張している中でのやりとりなので。

司会者：同じ質問を7番さん、いかがでしょうか。

経験者7番：同じですね。証人の方の言葉で聞くのと文章で読み取るのとは、微妙なニュアンスの違いがあるんですよね。だから、やっぱり言葉で聞いたほうが、自分たちには何となくすっと入るんじゃなかろうかと思いまし

た。

司会者：ありがとうございます。少しまと観点を変えまして、事件の中では、お医者さんとか専門の方が証人に立たれて、専門的な話をされた事件があつたと思いますが、証人尋問で聞かれる専門用語というのは理解できましたでしょうか。もちろんすぐに理解というよりも、いろんな手を使って理解していただくように、法曹三者が協力して努力したと思うのですが、そういうのを踏まえながら、十分、専門用語を含めて御理解いただけたでしょうか。2番さん、いかがですか。

経験者2番：お医者さんが証人で2人いらっしゃったんですけども、資料がプレゼンテーションの資料で非常に分かりやすくて、病気のことを最初に説明していただきて、それから被告人がこれに当たはまるよという説明をしていただいたので、非常に分かりやすかったです。ただ、お2人のお医者さんが出てきたんですけれども、意見や診断が全く異なっておりまして、私たちは素人なので医者の診断としてしか判断できませんので、困惑しました。

司会者：それでも最後は自信を持ってという感じでしょうか。

経験者2番：お医者さんが被告人を診た診断の期間とか、それと信頼性のあるお医者さんの意見に耳を傾けました。

司会者：そういうことを念頭において、事実をお認めになられたんですね。

経験者2番：そうですね。

司会者：あと、専門家の証言のあつた事件を担当された方、いかがでしたでしょうか。4番さんはいかがですか。

経験者4番：正直に言って難しかつたんですけど、聞こうと思ってもやっぱり全然知らない言葉が出てくるので、その場で考えても無理なので、とりあえず一生懸命メモして、戻ってから裁判官とかに聞いたりしていたので、そこに一番時間を費やしました。資料がすごくまとめてあったので見やす

かつたですけれど、正直言って難しかったと思います。

司 会 者：3番さんはいかがでしようか。

経験者3番：難しいところはやっぱりあったんですけど、その都度言葉の説明とかをいただいて、病院の先生もこんなにまでして、何日もかけて、責任能力をずっと調べるのに苦労されて、時間を費やしたんだなと、そういうことをすごく感じました。病院の先生がそこまでしているのか、すごいなというふうに思いました。

司 会 者：5番さん、いかがでしたか、お医者さんの証言について。

経験者5番：先生が大変分厚い書類を作ってくださって、時々専門用語で、それをずっと読んでいかれたんですけど、入院させていろいろ検査したりとか、大変だなと思いましたし、私も覚えがありますので、そういう部分では専門用語が入っていても私は理解できたんですけど、しっかり調べるんだなと思って感心しました。

司 会 者：せっかくの機会なので、検察官、弁護士から何か質問はありませんか。

検 察 官：先ほど6番の方が声が小さかったということをおっしゃっていましたけれど、声に限らず、検察官の態度が横柄だったとか、あるいはちょっと何か自信がないんじゃないのとか、服装はどうとか、どんなことでも結構ですので、お気付きの点をぜひ教えていただければと。我々、自分のことはなかなか自分で見えないというところがありますので、率直に教えていただければなと思いますので、お願ひします。

司 会 者：7番さん、いかがでしようか。

経験者7番：私どもの検察官は、すごく明快で、言葉も丁寧で、分かりやすく、感じのとてもよい方でしたので、私たちはよかったですと思います。

司 会 者：2番さん、いかがでしようか。

経験者2番：私の時の検察官は、被告人は犯行を認めていたためか、証拠を出すだけで余り説得力がなくて、結局は被害者参加人の方が一番説得力があつ

て一番よかったですなと思いました。弁護人は3人いらっしゃったんですけど、何か同じことを聞いたり、余り被告人とうまくいっていないような感じで、ちょっと頼りなかったです。

司会者：厳しい御意見ですね。

検察官：今の御意見は、被告人質問の場面のことをおっしゃっているんですか。

経験者2番：そうですね。

司会者：それでは、弁護人の立場からも何か質問があれば、どうぞ。

弁護士：今の御意見なんですけれども、被告人もそれぞれいろんな人がいて、弁護人といつてもなかなか意思疎通がうまくいかなかったり、反発があったりと、その点は弁護人サイドが工夫するところなんですかとも、どうしてもうまくかみ合わないというところも出てくるのかなということがあります。

あと責任能力に関する専門用語について、例えば用語集を作ってみたりとか、そういう工夫があったほうがもっと分かりやすかったのかなという点について、御意見をいただければと思います。

司会者：用語集のようなものはあったのですか。

裁判官：用語集は責任能力の事案ではおおむね作成されています。

司会者：そうですか。検察官、弁護人の法廷での訴訟活動について、これまで以外に御意見のある方、2番さん、いかがでしょうか。

経験者2番：私だけかもしれないんですけど、裁判員は結構、被告人の人柄とか、何か人を見てしまうので、もうちょっと人柄とか、近所付き合いとかを知りたかったです。そういうのが余りなかったです。

4 【評議について】

司会者：評議に関する質問をさせていただきたいと思います。裁判員と裁判官との評議ですけれども、この点でも残念ながら、全国的に裁判員の皆さんの満足度が次第に下がっているということに危惧を感じております。

例えば、裁判員に対するアンケートでは、評議における話しやすさ、あるいは評議における議論の充実度に関して、話しやすい雰囲気であった、十分議論できたという回答が少しづつ減ってきている。これは全国的傾向ということなんですが、そのような点から、経験者の皆さんのが評議の際に十分意見を述べることができたのか、あるいは評議の時間のとり方、休憩のとり方が適切だったのかなどの点について御意見をいただきたいと思います。今度は7番さんからお伺いしましょうか。

経験者7番：評議のときは、割と和やかで雰囲気もすごくよかったです。自分たちの質問に対しては、裁判官がすごく親切に丁寧に教えていただいたので、理解できました。お互いに横の方とこういうときはこうですよねとか話をしながら、質問をさせていただいたので、私としてはすごくよかったですんじゃないかなと思っております。

司会者：6番の方、いかがですか。

経験者6番：私の場合は、最初、皆さん全く知らない人たちが集まるので、緊張してなかなか言葉数も少なかったんですけど、素朴な疑問、あるいは質問していくことによって、周りの方と打ち解けて質問しやすいような雰囲気を裁判官も作ってくれたので、最終的には、気軽にいろんな意見を言いながら意見交換できていたと思います。

司会者：5番さん、いかがでしょうか。

経験者5番：意見は言えたと思います。食事を一緒にしたりして、それで和やかになりました、一つ一つ、みんなが意見を出したことを全部書いてくださったので、前に言ったことをもう一度思い出して言える、考えられるということができたことも大変よかったです。

司会者：ありがとうございます。それと、十分裁判員と裁判官の意見や議論がかみ合ったのかどうか、つまり、裁判官がその点で十分評議を適切に進めたのかどうかというような点について御意見を伺いたいと思います。

1番さん、いかがでしょうか。

経験者1番：私は、お話はうまくさせていただいたと思います。裁判員への問い合わせも裁判官からしていただけましたし、裁判員から質問する場合もきちんと丁寧に答えてくださいますし、その中の話し合い、議論というのは、かなりしっかりと、きちんとできたと思っています。満足しています。

司会者：2番さん、いかがでしょうか。

経験者2番：評議については、特に意見をちゃんと、思ったよりも聞いてくれて、中にはやっぱり余りしゃべらない人もいらっしゃるんですけど、裁判長、裁判官が進行していただいて、みんなに満遍なく意見を聞くようにされていたと思います。

司会者：3番さん、十分かみ合っていたかどうかという点はいかがでしょうか。

経験者3番：最初は、失敗というか、変なことをしゃべったり、外れたことを言つたりすることも多かったと思うんですけど、すごい配慮していただいて温かく受け入れてくれたし、私は、自分の考えたことを口に出すというのがすごい苦手で難しいんですけど、十分にかみ合って、私も配慮していただいたことに感謝しています。

司会者：ありがとうございます。それでは、4番さん、先ほどの話だと、責任能力が問題になったということですね。そういう専門的な言葉とか法律用語、あるいは法律解釈とか、いろいろ難しいところが絡む事例もあると思うんですが、その際の裁判官の説明は適切だったのか、あるいは裁判官が言うことによって誘導されたりするように感じられたことはなかったのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

経験者4番：誘導というのは全くなかつたと思います。責任能力について私たちは全く知らないので、これって何なんですかねと聞くと、答えが返ってくるので、そういうことかといって裁判官の言葉を信じていたのが正直なところですね。

司会者：ありがとうございます。ちょっとまた観点が変わりまして、量刑もされたと思うんですね。そのときに、量刑のデータを御覧になったんじやないかと思うんです。そのデータに御自分の判断がどのような影響を受けたのか。それから、裁判官のデータの示し方が適切だったのか、そういう点をお伺いしたいと思います。6番さん、いかがでしょうか。

経験者6番：過去の事例というのを見せていただきましたが、今回、私が受け持った裁判というのは前例がないらしくて、いろんな形の質問で、いろんな形の前例というのを見せていただいたので、自分の中で参考にはなったと思います。

司会者：7番さん、どの時点で量刑データが示されましたか。

経験者7番：最後の判決を決める前の評議のときに、前の判例のデータを見せていただいて、すごくみんなで悩んで、私たちもそれはすごく参考になりました。ただ、被告人とか、いろいろなことを私たちはすごく考えてしまふので、そこですごく迷ってしまったというのが実際なんんですけど、出していただいた資料に対してはすごくよかったですと、考るにはとてもよかったですなと思いました。

司会者：5番さん、量刑データの関係で何か御意見はありませんか。

経験者5番：被告人の今までの刑ということを見せていただいて、それでその方が話しているのを聞きまして、ああというような感じで、そのころから妥当だなというような感じがしました。非常に役に立ちました。

司会者：どうぞ、2番さん。

経験者2番：私たち裁判員は過去のデータを見ないでしました。なぜかというと、それを見ると昔の概念に入って、裁判官裁判と同じになってしまふので、私たち裁判員の意見だけで決めようということで、ほかのデータは見ませんでした。

司会者：そうですか。それで、刑を定めるという上で支障はなかったというこ

とでしょうか。

経験者2番：そうですね。それぞれの意見を出して、まとめて、判断しました。

司会者：あと量刑の関係で、4番さん。

経験者4番：僕たちも見なかつたんですけど、何か今はインターネットで出ていると思うんですよ、検察側が何年と言ったのに対して裁判官が何年でしたというの。僕たちは見なかつたんですけど、裁判員の中には帰つて見ている人もいて、その話を聞いたので、どうなのかなというのは正直ありました。

司会者：そういうウェブサイトがあるんですか。量刑を調べるような。

経験者4番：はい。

5【判決宣告に関して】

司会者：次に判決の関係にいきたいと思います。

判決の内容に、十分評議の結果が反映されたのかどうか、もし、不十分な点があったとすれば、どのような点だったのか、それをお伺いしたいと思います。1番さんから、いかがでしょうか。

経験者1番：私たちの場合は、途中では、何年にするかというような違いは出ていたんですけども、最終的に全員で話し合つて結論とすることができたので、十分話ができたと思います。

司会者：評議の結果が十分、判決の内容に反映されていたかどうかという点はいかがですか。

経験者1番：十分です。途中で何度か原稿を見せてもらいましたので、そこでも確認がとれていたので、問題なかつたです。

司会者：3番さん、いかがでしょうか。

経験者3番：十分だと思いました。刑を決める自分たちの責任の重さとか、そういうのすごく悩んでしまいますね。それと、一番感じたのは、裁判員の一部の方の意見が同じですとどうしても、判決の一番もとになっていた

んじやないかというところもありました。

司会者：感想的なもので結構なんですが、判決宣告に立ち会われたときの気持ちはどんな感じだったでしょうか。6番さん、いかがですか。

経験者6番：正直、判決する前日というのは疲れなかったです。数字を次の日に判断しなければならないというのが頭の中を駆けめぐっていました。自分の中では納得できた裁判だと思います。

司会者：ありがとうございます。皆さん、それだけ真剣に取り組んでいただいたということを感謝申し上げたいと思います。

6【選任手続について】

司会者：それでは、選任手続の関係をお聞きしたいと思います。裁判所としても御負担が軽くなるように工夫しているつもりではあるんですが、さらにこの点でもう少し改めたほうがいいんじゃないかなというような点がありになれば、お聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

7番さん、いかがですか。

経験者7番：当日のことですかね。

司会者：その前にこちらからお送りした書類についての御意見でも結構ですけれども。

経験者7番：11月に名簿に記載されたという通知が来て、それからずっとしばらく何の連絡もなくて、翌年3月頃に突然という感じで呼出しが来たので。それと、その日の午後からという裁判だったので、心の準備が整わないうちに始まったというのが正直な気持ちですね。それで、時間的な余裕があればなと思います。終わってみて、経験はよかったですと思うんですけども、候補者に選ばれるまでというのにちょっと間があるというのと、裁判が当日の午後に、その辺が面食らいましたけど。

司会者：飛び飛びに御連絡差し上げるような日程になっていますよね。その辺に少し違和感がある、こういう感じでしょうか。

経験者7番：そうですね。

司会者：ありがとうございます。年に1回、裁判員候補者の方を選ばせていただいて、名簿記載通知をお送りするのが11月ごろ。それから実際に裁判の日程が入りまして、その裁判員候補者の皆さんに呼出状をお送りする、そしてそれから大体6週間後に法廷が入るという日程になっていまして、どうしても飛び飛びになってしまいます。それはやむを得ないのかもしれません、ただ、一般社会ではこういう日程というのが難しいのかもしれません。選任の関係で、6番さん、いかがでしょうか。

経験者6番：守秘義務というのがずっと頭にあって、大きな茶封筒で裁判所という封筒がぽんと送られて来たときに、これ郵便屋さんはどういうふうに見るか、もう少しさりげなく分からないようにできないのかなというのを思いました。

司会者：大分限りでは対処が難しい問題ですね。ありがとうございました。

7【これから裁判員になられる方へのメッセージ】

司会者：裁判員制度はおおむね順調なスタートを切れたというふうに考えております。これも御参加いただいた国民、県民の皆さんのお協力の賜物だと思って、大変感謝いたしております。

今後、引き続き裁判員制度の適正な裁判を実現していくためには、国民の皆さん、県民の皆さんにこれまでと同様に積極的に御参加いただくということが重要だというふうに思います。そのような観点から、今日お集まりの裁判員を経験された皆さんに、先輩として、これから裁判員になられる方々に対して何かメッセージをお伝えいただければというふうに思います。では、1番の方から、よろしくお願ひいたします。

経験者1番：初めは私もそうでしたし、ほかの方も皆さんおっしゃっていたように、裁判員裁判に参加するということでかなり不安が大きいと思うんですね。不安を持つのは仕方がないことだと思うんですけども、参加してみない

と分からぬことですし、裁判官も優しくしていただけますし、弁護士も検察官もかなり分かりやすく内容を説明していただけます。皆さん、私たちのために分かりやすくやっていますので、不安を持たず、前向きに考えて、裁判員制度に勇気を持って参加するように検討したらどうかなと思います。

司会者：2番さん、お願ひいたします。

経験者2番：裁判員制度は国民の意見や感覚を裁判に持ち込むもので、難しく考えずに、自分の人生経験や価値観で判断してもらえばいいと思いまので、気楽に参加してくださいということです。

司会者：3番さん、お願ひいたします。

経験者3番：裁判員というのはやりたくてもできるものではないし、選ばれた以上は積極的に参加してほしいと思います。貴重な体験ができる、やっぱりためになることばかりなので、すごく参加してもらいたいと思います。

司会者：4番さん、いかがでしょうか。

経験者4番：今ではこうやって裁判なんかをテレビでやってたり、ましてやゲームになっていたりする時代ですけど、実際に法廷に入ると、やっぱり独特の緊張感とか、何か法廷のにおいというか、こっちも緊張しちゃいますし、ましてや被告人を目の前にして、被告人に質問ができる機会もありますし、人生に1回あるかないかのことなので、ぜひとも参加してもらいたいと、裁判員制度を理解してもらわればと思います。

司会者：5番さん、いかがでしょうか。

経験者5番：大体皆さん思いは一緒だったみたいで、皆さんに言われてしまったことですけど、自分がなりたいと思って立候補してもなれるもんじやないという経験ですから、ぜひ選ばれたらやったらいいと思います。いい経験になりますし、勉強にもなります。

司会者：6番さん、いかがでしょうか。

経験者6番：そうですね、裁判に対しての見方というのが180度変わりますので、文書でもって案内が来たら、最初、えつと思うかもしれないんですけど、積極的に参加していただいたほうがいいと思います。

司会者：7番さん、お願ひいたします。

経験者7番：右に同じで、私もすごくいい経験させていただいたなと思います。法廷の雰囲気と、傍聴席に向かって見ている感覚というのは、私たちには今までに一度も経験がないことなので、入って法を学ぶということは一般の人ではあり得ない、一生あるかないかと思うので、本当にぜひ皆さんに裁く側を経験していただいて、罪をしてはいけないというのを私たちも切々と感じさせていただきましたので、とてもいい経験だったと思います。

司会者：ありがとうございました。同様の趣旨で、刑事司法を日常的に担っております法曹三者からもメッセージをお願いしたいと思います。

裁判官：裁判員の皆さんに本当に助けられて、刑事裁判をさせていただいております。本当にありがとうございます。

検察官：今日、お集まりの皆さんに裁判員裁判に参加してよかったですと言つていただいて、ほっとしております。我々検察庁といたしましても、今後、できるだけ多くの方が参加できるように、そしてできるだけ多くの方が裁判員裁判に参加してよかったですと言っていただけるようにするために、皆さんの御負担とならないように、裁判所、弁護士会とともに、法曹三者で協力していきたいと思っています。

弁護士：今日は初めて裁判員の方々の経験談を聞く貴重な機会をいただけてありがとうございました。裁判員裁判はまだ立ち上がって間もないんですけども、そもそも国民の裁判に対する敷居が高いというのと、今日、お話を聞かせていただいて、まだまだ内容的なところが分かりにくく、精神的負担が厳しい、あと、その他にも負担はいろいろあるんですけれ

ども、今後、こういう場をもっと設けていただきて、そしてどんどん改善していただき、今後とも裁判員の方々が積極的に気楽な気持ちで参加していただけけるような制度を目指していきたいと、弁護士会側からも切に願います。

司 会 者：ありがとうございました。貴重な御意見を多数ありがとうございます。

第2 報道機関からの質疑応答

司 会 者：それでは、報道機関側からの裁判員経験者に対する質問を受け付けていきます。

まず、幹事社からお願ひいたします。

西日本新聞：報道機関を代表しまして、質問をさせていただきたいと思います。

まず、裁判員を経験した感想、よかったです、悪かったですなどについて、お聞かせ願いたいと思います。例えば、仕事に影響があったりとか、具体的に困った点とかの経験をお聞かせ願いますでしょうか。

司 会 者：6番さん、いかがでしょうか。

経験者6番：仕事上は特に困った点というのはなかったです。ただ、終わった後、街でお店に入る前に、中の人を見ながらお店に入ることが、ちょっと怖さじやないんですけど、というのはちょっとありました。

西日本新聞：お店の中の人を見ながらというのは、例えばどういうことですか。

経験者6番：裁判のときに、犯人の友人という方が来られていたので、やはり私たちは前に座っているわけですから、顔を全部見られている状態ですので、そういう意味で、大分といったら狭いです。そのお友達と会うんじゃないかなというところがちょっと気になったところです。

司 会 者：1番さん、いかがですか。

経験者1番：私は選任されると思っていなかったもので、時間が短かったんですけども、その間の何日間の予定、自分がしなければいけない仕事というの

があるので、その部分もすべてほかの人にフォローしてもらわないと
いけない、そういう部分でちょっと気持ち的に負担になったのはあります。

ただ、会社は、裁判員に選任されてしまったということで、行きなさいとは言ってもらえたんですけど、やはり気持ち的にほかの人に迷惑をかけているなというところで悪いなという、負担感を感じたところは少しはありました。

司 会 者：いかがでしょうか。

経験者2番：私は特別に会社から休暇をもらったんですけど、違う裁判員の方は有給で3週間ぐらい休んだということでした。若い人だったら有給が余りないので、休めなくなってしまうという人がいました。裁判所から何かもうちょっと会社にアピールというか、そういうのがあったらいいかと思います。

司 会 者：ありがとうございます。裁判所としても、これまでも経営者団体などに働きかけてきたところなんですが、これからも引き続き努めていきたいというふうに思います。

西日本新聞：では、次の質問に移らせていただきます。守秘義務違反を気にして、苦しんだり悩んだりしたことはありましたか。あったとした場合はどのようなところに苦しまれましたか。

司 会 者：6番さん、いかがでしょうか。

経験者6番：最初選ばれたときには、どこまで話していいのか悪いのかというのが分からなかったんですけども、裁判官からいろいろと話を聞くと、法廷内の話は聞かれたらある程度しゃべって構いません、ただ、評議で話している部分だけを言わなければいいということでしたので、言っていること悪いことというのは、大体自分の中ではっきりしましたので、余りそこら辺は苦になることはなかったです。

司会者：2番さん、いかがでしょうか。

経験者2番：法廷であったことは家族にしゃべれるんですけど、やっぱり守秘義務があつて、自分が一人になったときに、ずっと長い間、裁判のことだけ考えてしまって、ちょっと体調を崩して風邪を引いたりしました。仕方ないんですけども。

司会者：ありがとうございます。最近、そういう悩みをお持ちの方については、同じ裁判を経験された方同士の連絡をとるという御希望があれば、双方の御了解をいただいて、連絡がとれるようにすることを裁判所としてもしております。そういう形で、悩みの解消を図っていただければと思っておりますが。

西日本新聞：次の質問に移らせていただきます。裁判員を経験した後に、被告人はどうなったか、例えば刑が確定したのかとか、控訴したのかなどについてですけども、関心はあったでしょうか。また、裁判所から被告人のその後についての情報提供があったほうがいいのか、またないほうがいいのかについて、どのようなお考えをお持ちでしょうか、お聞かせください。

経験者1番：私はやっぱり自分が携わった、かかわった事件ということで、その後のことに関心はあります。ただ、ある意味、自分からそんなに積極的にかかわるというより、どうなったんだろうなというその程度です。気にはなるけれども、そこまで自ら掘り下げていこうということではないです。重大な事件で、その後のことが気になる方もいるとは思います。そういう方には、やっぱり裁判所から提供するのも一つの手段かなと。安心じゃないんですけども、それを知らせるということはあってもよいかなとは思います。

司会者：2番さん、いかがでしょうか。

経験者2番：裁判所から特に連絡がなくても、インターネットで見られますので、

要らないと思います。やっぱり被告人がその後どうなったか、とても気になって、毎回、新聞の記事で裁判員裁判、違う案件でも見てしまします。また、私の参加した裁判が、二審で無罪になったりするとなったら、裁判員裁判は何か意味があるのかなと疑問に思います。

司会者：ありがとうございました。あとはいかがでしょうか。裁判所から連絡をとってほしいと思われる方、ちょっと挙手をお願いできますでしょうか。

経験者全員：（挙手なし）

朝日新聞：裁判員経験者の皆さんに質問させていただきます。文書、法廷で話されている言葉の内容、それ以外に、例えば弁護士さんや検察官の話し方に説得力があったり、身振り手振りがすぐれていたりとか、そういうことは評議に影響したと思いますか。それとも、特にそれは影響がなかったとお思いでしょうか。

司会者：いかがでしょうか。6番さん。

経験者6番：私の場合は、一応双方をまず平等に話を聞こうという前提のもとで聞いていましたので、確かに分かりやすいしぐさとかというのはありましたけど、最終的には自分の中では、平等という判断の中で双方の話は聞いたつもりです。

司会者：プレゼンが上手な方もおられれば、つたない方もおられると思うんですが、そういうものはお感じになりましたか。2番さん。

経験者2番：先ほどの話で、弁護士の方が被告人とうまくいっていない話なんですけど、ある人は被告人の人柄を見て話すんですけど、そういうことを考えない人はやっぱり意思疎通ができていなくて、その結果、説得力がなくなってしまったりしていました。

共同通信：大分ではまだ死刑判決というのは裁判員裁判ではないと思うですが、実際経験してみて、死刑判決もあり得る裁判の場合に、それでも

参加してよかったですと思うか、それとも死刑という判決を選択できるかどうかということを、もし差し障りなければお伺いします。

司会者：今の質問は、要するに、死刑も予想されるような事件を担当されるとすれば、皆さんはどうなお気持ちになられるか、あるいはそれに積極的に参加されるお気持ちになれるかどうかということですね。いかがでしょうか。6番さん。

経験者6番：正直、ちょっとそのような事件になると、余り出たくないというのが率直な意見になるとは思います。やはり人を数字で判断しないといけないという中で、私の中でも相当な葛藤があったから、その上、死刑というのはやはりなかなか難しいのではないか。だから、精神的にも多分もっと負担になるのではないかなどというのは感じるので、出なくていいということなら、余りそういうのは出たくはないなというのが率直な意見です。

司会者：あと、いかがでしょうか。1番さん。

経験者1番：私も同じになってしまふんですけども、やっぱり人の命にかかるような判決をするということになれば、そこまでの気持ちはまだ持っていない段階ではあります。実際死刑判決を出せるかどうかとか、やっていないからちょっとここは言えないんですけど、怖いですね。

司会者：あともう一人、5番さん、よろしいですか。

経験者5番：私もちよつと、死刑判決の裁判は経験したくないと思いますけど、罪は罪として、やっぱり裁判長さんなんかが苦しい思いをして判決を出されるんだと思うと、心が痛みます。

大分合同新聞：今日は少しお話がありましたけれども、被告人の刑事責任能力が争点になるような裁判のときに、皆さんは恐らく精神医学の知識がないまま審理に臨むと思うんですけども、そうした場合にも、十分に内容を理解した上で審理ができたと思っているのかという点と、そもそも

そういう責任能力が問われるような専門性が高い裁判を裁判員が裁いたほうがいいのか、ということについてお聞かせください。

司会者：実際に責任能力の判断をされた3番さん、いかがでしょうか。

経験者3番：私の経験した事件でも争っていたんですけど、被告人がとった態度とか行動とか、そういうのを見て、能力があるかないかという感じなんですが、ずっと経緯を見て、そういうふうに判断したので、それでいいと思いました。

司会者：それで、満足のいく判断ができたとお考えということでよろしいですか。

経験者3番：はい。

司会者：4番さん、いかがでしょうか。

経験者4番：理解に苦しむところはありましたけど、最終的には理解もできて判断できたと思いますし、責任能力があれば、そこを検察側が求めて、責任能力がないと思えば、そこを弁護人が突くわけなので、考え方は6人それぞれ違うと思いますけど、責任能力の事件を裁判員制度で取り上げるのは、妥当かなとは思いました。

西日本新聞：裁判員裁判で出た判決が、上級裁判所でひっくり返る可能性があるとは思うんですけども、それについて裁判員の方としてはどのような気持ちを持っておられるんでしょうか。

司会者：いかがでしょうか。2番さん。

経験者2番：極悪犯罪は裁判員裁判の対象なんですが、やっぱりちょっと裁判員は一般的な感情とか、そういうのが入って、統計的には罪が重くなっているみたいなんですけど、控訴されてひっくり返ってしまうと、先ほどもちょっと話しましたが、そういう国民の意見が入った裁判なんか必要なんじゃないかと疑問に思いますけど、裁判官裁判もひっくり返ることがあるので、同じかなとも思いました。

朝日新聞：評議のときに、最終的に一致しない状態で評議を終えた裁判におられた方がいらっしゃったら、手を挙げてもらえますか。

司会者：それでは、経験者の皆さん、評議において、議論が十分尽くされたとしても、もちろん意見が違う方もおられると思いますが、議論を尽くしきれなかつたという方はおられませんか。この辺がちょっとおかしい、なお議論を尽くすことについて不満が残つたという事件はありましたか。2番さん、いかがですか。

経験者2番：議論を尽くした後に多数決で決まるんですけど、議論はし尽くしましたので、特にみんなは困らないと思います。

司会者：十分議論は尽くされたということでよろしいですか。よろしいでしょうか。

経験者全員：（うなずく）

読売新聞：先ほど、証人尋問で友人の方が出てきたという話があつて、お店に入るためにちょっと怖くなつたという話があつたんですけど、被告人自身も何年かしたら出所してくるわけで、そういうつとこで顔を見られているという点で、何か恐怖とかを感じられたりすることはあるのかなと思ったんですが。

司会者：6番さん、いかがですか。

経験者6番：確かに、終わってしばらくの間はそういった感覚がありましたけど、現時点では、特にそういうお店に入るのにも別に不安もないし、通常どおり入ることもできます。ただ、当事者とばったり会つたときには、やはり顔を背けるとかいう行為は多分するとは思います。

司会者：長時間にわたり、意見交換会をさせていただきまして、本当にありがとうございました。貴重な御意見を伺えたのではないかというふうに思います。大分では、これまで20件の審理に裁判員が参加していただきましたが、これからも引き続き裁判員裁判ができるだけ適正に、また迅

速に実施できるように、法曹三者で協力しながら努めてまいりたいと思います。皆さん、経験者としてこれからも動向を温かく見守っていただければというふうに思っております。

本日はどうもありがとうございました。